

START Box 白鬚（稽古場）
2026 年度下半期 アーティスト募集要項

START Box 白鬚（稽古場）は、若手アーティストに創作場所を提供し、継続的な活動を支援することを目的としています。このたび、演劇、舞踊等の舞台芸術分野の創作活動スペースとして、使用するアーティストを広く募集します。

[活動スペース]

東京都墨田区堤通二丁目 3-2 都営白鬚東アパート 1 階

（東武伊勢崎線「東向島駅」から徒歩約 12 分）

- | | | |
|---|---|--------------------------------|
| 区画① 約 50 m ² 板張り、釘打ち可 | } | ※区画内の天井高が異なります
（下部フロアガイド参照） |
| 区画② 約 50 m ² 板張り、釘打ち可 | | |
| 区画③ 約 40 m ² 鏡付き、リノリウム貼り、釘打ち不可 | | |
| 区画④ 約 50 m ² 鏡付き、リノリウム貼り、釘打ち不可 | | |

※ その他に小道具制作等が可能な作業場（約 48 m²）を共同で利用可能（事前予約制）

※ 上記の区画①～④を第 3 希望まで選択が可能。

[申込資格]

★個人・団体共通（団体の場合、法人格の有無及び種別は問いません）

申請時点で（１）～（５）の全ての条件を満たしていること

- （１）舞台芸術における稽古場を必要としていること※¹
- （２）使用規約を遵守できること
- （３）過去に公開活動の実績※²がある、または公開活動を予定※³していること
- （４）申請者※⁴または使用者の半数以上が 18 歳以上 40 歳程度までであること
- （５）以下のア・イのいずれかを満たすこと

ア 申請者または使用者の半数以上が都内在住・在勤、または都内の学校を卒業している

イ 団体の本部事務所または本店所在地が東京都内にある

※¹ スクール等、稽古場内で営利活動を行うことはできません。

※² 実績は 3 年間（2023 年 6 月以降）に 1 回以上あること。申請者（又は申請団体）の主催か否かは問わない。ただし、使用者のみによる活動は、公開活動の実績としては認めない。

※³ 使用開始日から 2027 年 9 月 30 日までに公開活動の予定があること

※⁴ 団体の場合は代表者とする。代表者は当該団体で創作活動を行うとともにチラシやウェブサイト等の広報媒体に、代表者として記載されることが必要。

なお、団体、個人に関わらず、下記に該当する者を含む場合は申込資格を有しない。

ア 暴力団（東京都暴力団排除条例〔平成23年度東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。〕第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ）

ウ 申込者が所属する法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当するものがある者

エ 主な活動内容が特定の政党・宗教を支持し、又はこれに反対するなど、政治・宗教活動をするためのものと認められる者

[申請方法]

【公式ウェブサイト (<https://startbox.jp>) 】内の申請フォームを使用し、下記（１）～（３）の申請書類を添付の上、受付期間内に申請ください。

※ （１）～（３）合わせて 15MB 以内であること。

（１）申請書

指定のフォーマットに沿って申請者の情報、公演歴や受賞歴、使用計画等を記載すること

（２）確認書

内容を確認し、署名したスキャンデータ等を添付すること

（３）過去又は活動予定の公演のチラシ等、実績又は公開活動予定を証明するもの

〔PDF、Word、PowerPoint 形式のみ（内容の様式は問わない）〕

[受付期間]

2026 年 6 月 29 日(月)14 時から 7 月 27 日(月) 12 時まで

※ 申請状況等によっては受付期間を延長する場合や再募集を行う場合があります。

[使用可能日時]

下記の希望する期間の 10 時から 22 時まで

（G）2026 年 10 月 7 日(水)から 10 月 31 日(土)まで（25 日間）

（H）2026 年 11 月 4 日(水)から 11 月 28 日(土)まで（25 日間）

（I）2026 年 12 月 2 日(水)から 12 月 26 日(土)まで（25 日間）

（J）2027 年 1 月 5 日(火)から 1 月 29 日(金)まで（25 日間）

（K）2027 年 2 月 2 日(火)から 2 月 26 日(金)まで（25 日間）

（L）2027 年 3 月 2 日(火)から 3 月 26 日(金)まで（25 日間）

※ 上記期間に物品の搬出入も含みます。

※ 大きな声や音楽等を必要とする稽古や物品の搬出入は 20 時までとします。

※ 第 3 希望まで選択が可能。希望する場合、最大 2 期間まで利用を承認する場合があります。

[使用承認]

選定委員会を開催し、申請書類に基づき、使用の承認又は不承認を以下のとおり通知します。

(承認) 2026年8月下旬まで(予定) 決定通知

(不承認) 2026年8月下旬まで(予定) 決定通知

[使用料金]

上記の期間で承認された期間分の料金が発生します。

期 間	区画① ② ④ (約 50 m ²)	区画③ (約 40 m ²)
25 日間	37,000 円	31,000 円

※ 作業場の使用料は上記金額に含まれます(時間予約制にて利用可)

※ 水道・電気、Wi-Fi 料金込み、ガスは利用できません。

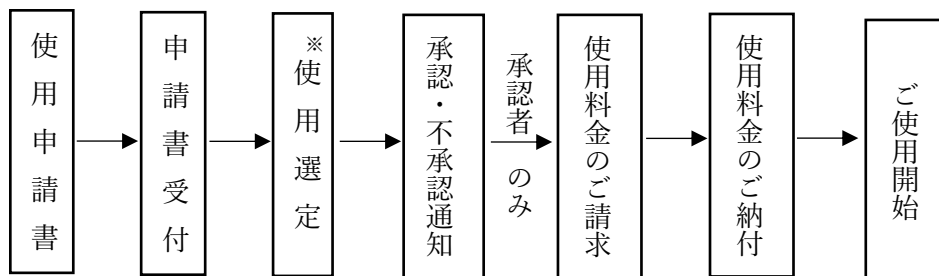
[使用料金のお支払い方法]

使用の承認後、指定する口座に使用開始日の5日前までに全額をお振込みください。

※ 振込期限の日が金融機関の休業日の場合は、当該日の前日までにお振込みください。

※ 払込手数料は使用者の方がご負担ください。

[申請からご使用までのイメージ]



※申請状況等によっては、申請者の方と面談を行う場合がございます。

[変更・辞退・取消]

(1) 変更

やむを得ず申請時の内容を変更しようとするときは、変更届を速やかに提出してください。

(2) 辞退

決定した使用の承認を辞退することはできません。ただし、管理者がやむを得ない事情であると判断した場合は許可する場合があります。

(3) 取消

以下の場合、使用承認が取り消しとなりますので、ご注意ください。

- ア 使用者が期日までに指定された使用料金を納めないとき
 - イ 使用者が犯罪や不正、その他迷惑行為等を行ったとき
 - ウ 虚偽の申請があったとき
 - エ 使用規約に従わなかったとき
 - オ 災害、その他事故により施設等の使用ができなくなったとき
 - カ 施設の安全管理上やむを得ない事情により、施設等の使用ができなくなったとき
 - キ その他、正当な理由により管理者が特に必要があると認めるとき
- ※ 使用料金は、上記（オ）（カ）（キ）の場合を除き還付しないものとします。また、使用者の事情により、途中で施設の使用を中止する場合も使用料金は還付しないものとします。

[損害賠償]

使用者が、施設に損害を与えた場合は、START Box の管理者は当該使用者に対し、相当額と認める損害賠償を求めることができるものとします。ただし、以下の場合は、損害賠償額を減額又は免除するものとします。

- （１）人命救助のためになされた場合
- （２）災害その他の事故により使用できなくなった場合
- （３）施設の瑕疵が認められる場合
- （４）その他 START Box の管理者が減額又は免除することに特段の理由があると認めたとき

[遵守事項]

使用に当たり、次のことをお守りください。

- （１）使用規約に定める事項
- （２）承認された使用承認書の内容に従って誠実に使用すること
- （３）他の使用者・居住者の迷惑になる行為をしないこと
- （４）大きな音や大きな振動の出る楽器等の演奏は行わないこと。特別に許可する場合を除きスピーカー等の音響機器は持ち込まないこと。
- （５）当該施設は都営住宅の敷地内に所在しており、施設の使用に際し、近隣住民等から騒音に関する苦情が寄せられた場合は、施設使用に伴い発生する音の低減をお願いする可能性がある。その際は、管理者の指示に従うこと
- （６）搬出入作業は 10 時～20 時までの間とする。又一時停車スペースでの作業は荷下ろしのみとし、いかなる場合も駐車は行ってはならない。また、稽古場外に荷物等を置かず、稽古場内で作業を行うこと
- （７）いかなる場合も施設付近の路上で滞留しての談笑、談話、ミーティング等を行わないこと
- （８）稽古等の創作活動を目的として使用すること。倉庫等、創作活動以外で使用することや営利目的の活動（カルチャースクールの教室等）を行うこともできない

- (9) ワークショップやオーディション等の不特定多数が出入りするイベントでの使用はできない
- (10) START Box の管理者がいつでも連絡を取れるようにしておくこと
- (11) 外出等の部屋を離れる際、施錠後、鍵は所定の場所に返却すること
- (12) 施設の適正な運営・安全確保に必要な指示に従うこと
- (13) その他 START Box の管理者が配置する係員の指示に従うこと

[個人情報取扱い]

申請書等で知り得た個人情報は、本事業の目的のみで使用し、その他の事業で使用することはありません。

[留意事項]

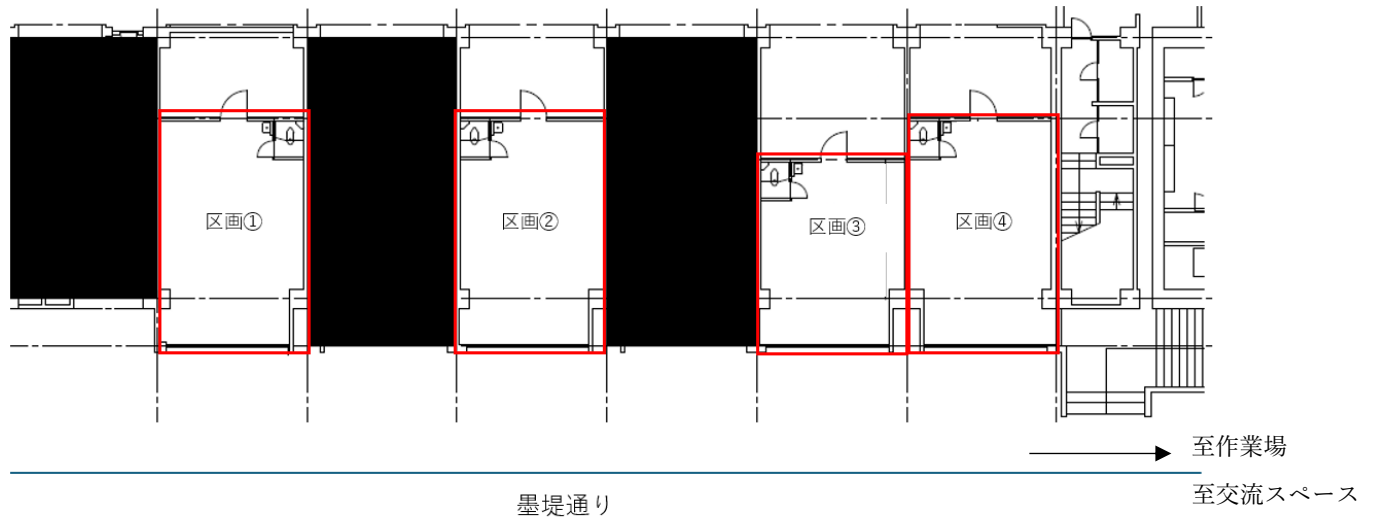
申請に当たり、次のことにご留意ください。

- (1) 申請に伴う書類の返却はできませんので、ご了承ください。
- (2) 選定の基準や過程、結果等に関するお問合せには、お答えできませんので、ご了承ください。
- (3) 使用承認された者のうち、申請書の氏名と使用料振込時の氏名が異なる場合は、下記までお問合せください。
- (4) 使用決定後、団体構成員及び使用者名簿を提出いただきます。名簿に記載された者以外の使用・入室は原則認められません。ただし、稽古に関するスタッフ等の使用・入室については、事前の届け出により許可する場合があります。その場合は申請者の在室が必須となります。
- (5) 公開活動の記録に正当な理由なく稽古場使用者が記載されていない等、内容に虚偽・重要な事項の不記載があった場合は、今後の申請を受け付けない場合がありますのでご注意ください。
- (6) 事業の広報活動のため、使用者のインタビューや作品等の撮影、イベントの記録等を公式ウェブサイトや公式 SNS 等にて発信する場合がありますので、積極的にご協力ください。
- (7) 東京都及び本財団が主催事業等の実施にあたり負担する費用又は交付する金銭を、START Box の使用料に充てることはできません。

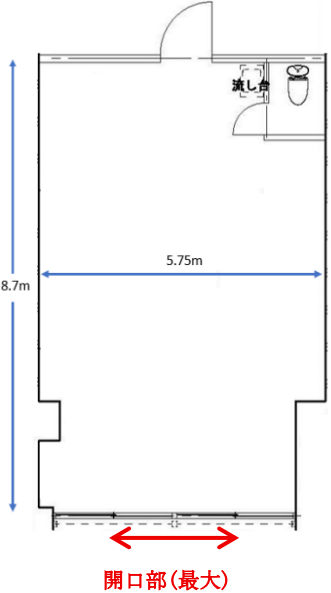
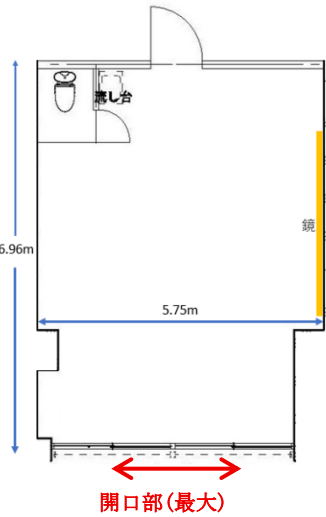
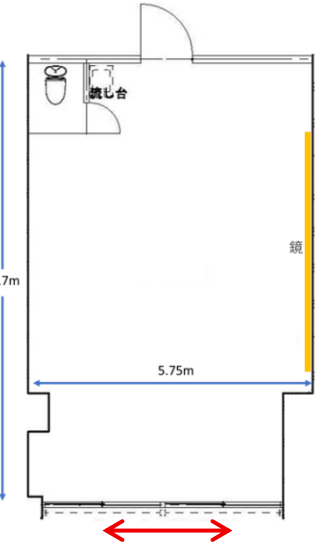
[フロアガイド]

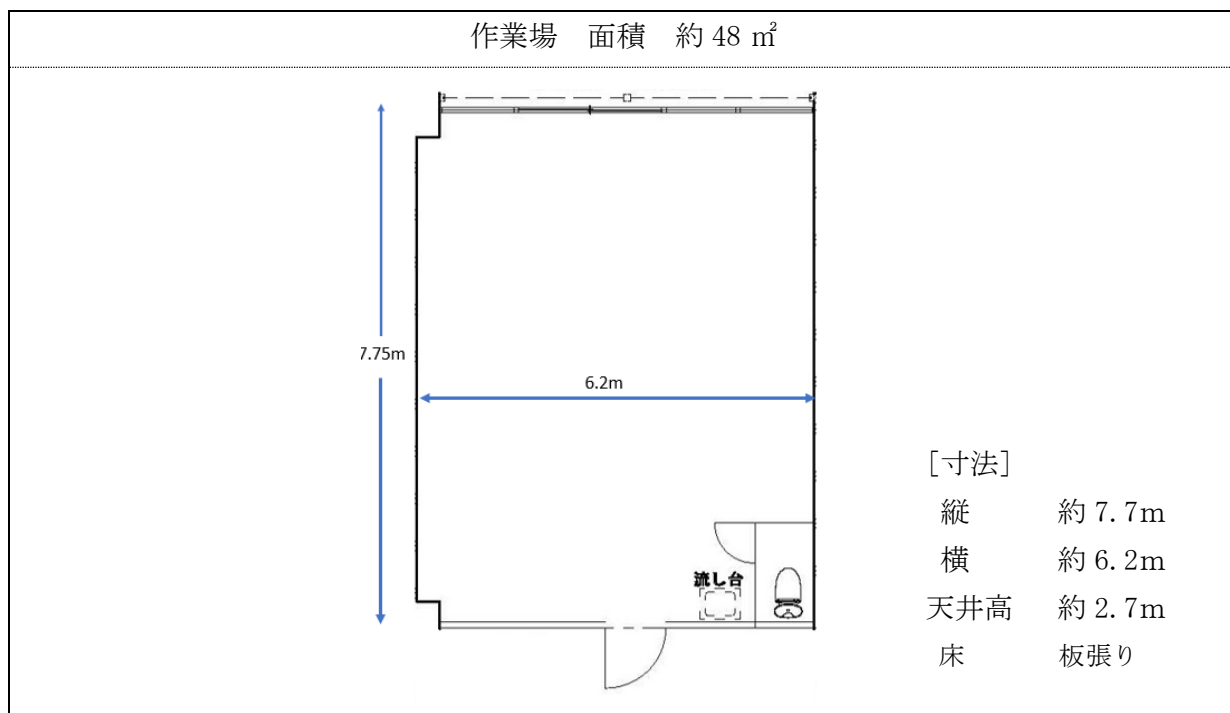
START Box 白鬚（稽古場）では4区画の稽古場とアーティスト同士の交流等ができるスペース及び作業場を設けています。

<区画全体>

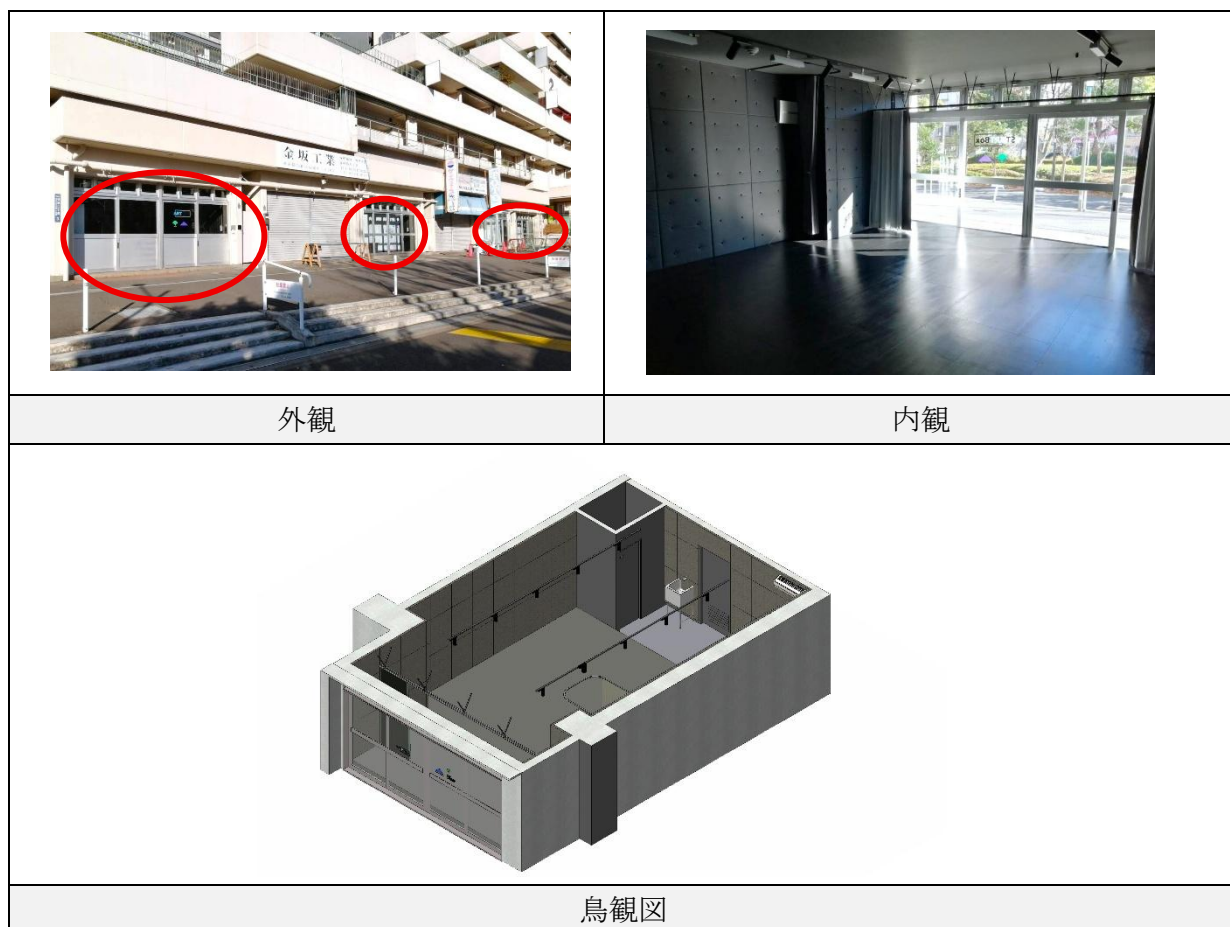


<各区画>

区画①、② 面積 約 50 m²	区画③ 面積 約 40 m²	区画④ 面積 約 50 m²
		
[寸法] 縦 約 8.7m 横 約 5.7m 天井高 区画①約 3.0m (一部 2.6m) 区画②約 2.5m ※①と②はトイレが反転します。	[寸法] 縦 約 7.0m 横 約 5.7m 天井高 約 2.5m	[寸法] 縦 約 8.7m 横 約 5.7m 天井高 約 2.5m
[戸のタイプ] 引違い戸 4枚(幅約 1.0m/枚) 開口部(最大) 横幅 約 2m 高さ 約 1.9m	[戸のタイプ] 引違い戸 4枚(幅約 1.0m/枚) 開口部(最大) 横幅 約 2m 高さ 約 1.9m	[戸のタイプ] 引違い戸 4枚(幅約 1.0m/枚) 開口部(最大) 横幅 約 2m 高さ 約 1.9m
[仕様・常設物品(一部)] 板張り、姿見、簡易更衣室、ハンガーラック、机、椅子、掃除機など	[仕様・常設物品(一部)] 常設リノリウム、鏡、簡易更衣室、ハンガーラック、机、椅子、掃除機など	[仕様・常設物品(一部)] 常設リノリウム、鏡、簡易更衣室、ハンガーラック、机、椅子、掃除機など



<イメージ図>



[その他の主な設備]

乾式二重床、簡易防音仕様、冷暖房設備、トイレ、流し台、Wi-Fi、24 時間機械警備など

[所管部署・問合わせ先]

〒102-0073

東京都千代田区九段北4-1-28 九段ファーストプレイス5階

公益財団法人東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京

活動支援部 活動支援課 活動支援係

TEL：03-6261-5420

電子メール：startbox@artscouncil-tokyo.jp